

浄土真宗本願寺派総局御中

総長 石上智康様

安芸教区安芸北組 法中一同

## 新しい「領解文」唱和における質問状

このたび「ご消息」として発布された新しい「領解文」は、平易なことばを用いた現代版「領解文」として伺っております。しかし、『本願寺新報』には勸学寮からの難解な解説文が長文にわたって掲載され、『中外日報』にも「真宗教義に沿った解釈を基礎に持たないと誤解が生じる可能性があるため、解説を熟読してほしい」との見解が掲載されました。「ご消息」は真宗門徒にとって命をあずける言葉であり、「領解文」とされる以上、解説文を読めない子供達をはじめ、仏縁の浅い皆様に唱和を推奨することには、最大限の配慮が不可欠です。にもかかわらず、発布直後に勸学寮からこのような解説文が出され、誤解を危惧する見解まで紙面に掲載されていること自体、異常というほかありません。これでは門信徒の皆様に唱和を推奨することはできません。

そこで、二点、ご質問致します。

### ①誤解を生じる危惧について

『中外日報』掲載の勸学寮の見解で「特に議論した」とありました、第一段「お念仏のころ」の以下の箇所について、重大な誤解を生じるのではないかと危惧を抱いております。

私の煩惱と仏のさとりは本来一つゆえ

「そのまま救う」が 弥陀のよび声

これは「煩惱即菩提」といわれる不二円融の理をもって、「そのまま救う」という本願の救済の根拠とされているように読めます。しかし、宗祖が「仏願の生起本末を聞いて疑心あることなし」と説いておられるように、浄土真宗の安心とは、無始よりこのかた出離の縁のない凡夫のために、本願他力の救済が成就されているという、名号のおいわれを聞くほかにはありません。したがって、領解の表出としては、

出離の縁なき わが身ゆえ

「そのまま救う」が 弥陀のよび声

という趣旨の文脈となるべきではないでしょうか。しかし、新しい「領解文」では、仏願の生起として、無始よりこのかた出離の縁なきわが身という機の実をさえるべき箇所に、「私の煩惱と仏のさとりは 本来一つ」という真逆の文言が示されています。自力の否定をさえず、煩惱と菩提は「本来一つ」という真逆の文脈に続けて「そのまま」の救いを教示するならば、法義の

領解を誤り、きわめて安易な現実肯定論に陥るおそれがあります。それは世俗の全面肯定という危険思想にも繋がるものです。第一段後半で「そのまま」の救いが「このまま」と置き換えられている点についても、現実肯定論に傾斜する危険性が懸念されます。また、領解の根幹である出離の縁なきわが身という機の深信を欠如したままでは、第三段「念仏者の生活」に示されている「少しずつ 執われの心を離れます」という箇所は、自力的な理解に受け取られかねません。

このように、新しい「領解文」唱和においては、重大な誤解を生ずる危惧を抱かざるをえません。この点についてどのように考えておられるのか、ご説明ください。

なお、勸学寮の解説文では、第一段の当該箇所は「阿弥陀如来の立場から」の説示であり、「さとり智慧から衆生救済のはたらきが導き出される」と語られています。領解の表明であるかぎり、衆生の立場からの文言です。したがって、勸学寮の解説文では納得できません。

## ②内容の審議検討について

『宗報』二月号掲載「ご消息発布を受けて—新しい「領解文」（浄土真宗のみ教え）制定の経緯—」では、このたびの新しい「領解文」制定は、2005年を始期とする「長期振興計画」に掲げられていた事業であったと記されています。しかし、その研究成果として2009年に発刊された『拝読 浄土真宗のみ教え』には「浄土真宗の救いのよろこび（以下「救いのよろこび」）が、以下の制作意図のもとに公開されていました。

「浄土真宗の救いのよろこび」は、『領解文』のよき伝統とその精神を受け継いで、浄土真宗の救い、信心のよろこびを自ら口に述べる文章です。（初版本『拝読 浄土真宗のみ教え』）

明らかに、現代版『領解文』としての役割を担って「救いのよろこび」が制作されたことが分かります。この「救いのよろこび」は10年間にわたって、ご本山の常例布教をはじめ、全国の布教現場で重用されてきましたが、2019年に発刊された改訂版『拝読 浄土真宗のみ教え』では、削除の経緯に関する説明もないまま、全文削除されました。その後、この度の新しい「領解文」制定に至っておりますが、その内容は「救いのよろこび」とは大きく変わりました。福岡教区から意見具申も出されておりますが、はたして、どのような審議検討を経て、ここまで誤解の危惧される文言の領解文を、「ご消息」として発布するに至ったのでしょうか。制定経緯について不審を抱かざるをえませんので、新しい「領解文」の内容についていかなる審議検討が為されたのか、ご説明ください。

①新しい「領解文」の唱和によって、重大な誤解を生じかねない危惧について。

②新しい「新領解文」の内容について、いかなる審議検討が為されたのかについて。

この二点について、『本願寺新報』の紙面上において、ご説明ください。

以上